

# バイオマス発電燃料の持続可能性に関する 確認内容・確認手段について（２）

令和元年 8 月  
資源エネルギー庁

# 本日御議論いただく論点

- 本日のWGでは、
  - 持続可能性の確認内容・確認手段に関するこれまでの検討での残された論点として、
    - ① 副産物の発生地点の考え方
    - ② サプライチェーンにおける確認の考え方
    - ③ 国内で生産された「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」の確認方法について御議論いただきたい。

その上で、

- 検討してきた内容を制度として具体化させていくための論点として、
  - ① 具体的にどの第三者認証を求めるか（個別の第三者認証への適用）
  - ② いつから持続可能性の確認を行うか（持続可能性確認の施行時期）について御議論いただきたい。

- 本WGの検討の全体像として、「環境」・「社会・労働」・「食料競合」・「ガバナンス」について、その内容を専門的・技術的に検討する。
- その際、こうしたアジェンダの確認手段として、確認の対象・確認の主体・確認の時期の観点から検討する。

## I. 確認内容

### <環境>

- 地球環境への影響  
⇒ **温室効果ガス（GHG）**の排出の影響
- 地域環境への影響  
⇒ 現地国における**泥炭地の乱開発防止**等の確保

### <社会・労働>

- 社会への影響・労働の評価  
⇒ **農園の土地に関する適切な権原や労働環境**等の確保

### <食料競合>

- 食料競合の防止  
⇒ **食用・家畜等の飼料用**となりうる燃料の取扱い

### <ガバナンス>

- 法令の遵守  
⇒ 現地法及び国内法の遵守（**検疫・遺伝子組換え**等）
- 情報公開  
⇒ 責任ある燃料使用者として公開すべき**情報の内容・範囲**

## II. 確認手段

### <持続可能性の確認手段>

- 確認の対象  
⇒ **燃料の特性、事業段階（未稼働／既稼働）**に応じて、どこまで（**サプライチェーン**の段階含む）確認を行うか
- 確認の主体  
⇒ **国**か、**第三者認証**か
- 確認の時期  
⇒ どのように**事業期間を通じた継続的な確認**を行うか

# (参考) 業界団体からの要望のあった新規燃料について

- 2018年度の調達価格等算定委員会では、以下の表に掲げる燃料について、業界団体からFIT制度の対象とするよう要望があった。(この他にも潜在的には使用ニーズがある燃料が存在)

調達価格等算定委員会意見  
(2019年1月9日)より抜粋

	一般木材等バイオマス 【24円/入札制】	バイオマス液体燃料 【入札制】	未利用材 【40円/32円】	建設資材 廃棄物 【13円】	一般廃棄物 その他バイオ 【17円】	メタン発酵 ガス発電 【39円】
主産物	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一般木材</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ネピアグラス</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ソルガム</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ジャトロファ種子</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">パーム油</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">キャノーラ油</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">大豆油</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">落花生油</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ヒマワリ油</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">PAO</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">未利用材</div>	—	—	—
副産物	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">PKS</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">EFB</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ココナッツ殻</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">くるみ殻</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ピスタチオ・アーモンド殻</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">パームトランク</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">ひまわり種殻</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ベンコワン種子</div>		—	—	—	
廃棄物	—	—	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設資材 廃棄物</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下水汚泥</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一般廃棄物</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家畜糞尿</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下水汚泥 (ガス化)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">食品残さ (ガス化)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家畜糞尿 (ガス化)</div>

# 1. 残された論点

(1) 副産物の発生地点の考え方

(2) サプライチェーンにおける確認の考え方

(3) 国内で生産された

「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」の確認方法

# 2. 個別の第三者認証への適用

1) P&C認証

(1) 環境

(2) 社会・労働

(3) ガバナンス

2) SC認証

# 3. 持続可能性確認の施行時期

# 副産物の発生地点の考え方（案）

- 第3回WGにおいて、例えばPKSについて、①認証農園由来のPKSと、②非認証農園由来のPKSを同等に扱えるのかは慎重に検討すべきとの御指摘があった。
- こうした指摘を踏まえ、EUにおける取扱いを調査したところ、加工工程から発生するPKS等の副産物については、加工工場を発生地点とし、加工工場以降の持続可能性を確認しており、非認証農園由来のものとの分別管理までは確認を求めていることが分かった。
- また、PKS等の副産物は、付加価値が低いということから、様々な農園から産出されるものが搾油工場等に渾然一体として投入されて生産されているのが実態であることも踏まえて、実効性ある対策を考える必要がある。
- 今回検討している持続可能性の確認が、FIT認定基準の厳格な確認を求めるものとの位置づけである中で、FIT認定基準上は燃料安定調達の観点から持続可能性が確認された燃料を使用することが求められていることに鑑みると、燃料が発生する施設において持続可能性が確認されることが重要となる。
- したがって、PKS等の副産物については、発生地点（例えばPKSの場合、搾油工場）を副産物のサプライチェーンの起点とし、発生地点以降（発生地点も含む）からの持続可能性を確認することが適切ではないか。

# (参考) 副産物の発生地点とサプライチェーン

一般木材等バイオマス・副産物	発生地点	発生地点以降のサプライチェーンのプレイヤー(例)
PKS	殻の分離加工が実施される工場 (搾油工場)	収集事業者、輸送事業者、商社、発電事業者
EFBペレット	屑をペレット化する工場 (ペレット工場)	輸送事業者、商社、発電事業者
ココナッツ殻	殻の分離加工が実施される工場 (ココナッツ加工工場)	収集事業者、ペレット加工工場、輸送事業者、商社、発電事業者
くるみ殻	殻の分離加工が実施される工場 (ナッツ加工工場)	収集事業者、輸送事業者、商社、発電事業者
ピスタチオ・アーモンド殻	殻の分離加工が実施される工場 (ナッツ加工工場)	収集事業者、輸送事業者、商社、発電事業者
パームトランクペレット	古木をペレット化する工場 (ペレット工場)	輸送事業者、商社、発電事業者
ひまわり種殻	殻の分離加工が実施される工場 (搾油工場)	収集事業者、輸送事業者、商社、発電事業者
ベンコワン種子	農園	輸送事業者、商社、発電事業者

- 持続可能性の確認に当たって、主産物と副産物を比較した場合、副産物の特徴は以下のとおり。
  - エネルギー用途に利用しない場合は、廃棄されるもの想定され、**エネルギー利用の有無に関わらず、CO2排出やその他環境負荷が発生**する。
  - **経済的価値が低く、それ自体の利用が農作物そのものの生産拡大を助長しにくい**。
  - 廃棄物と同様の管理 (野積み、多種多様な副産物の混合管理、収集・分別過程における多様な主体の介在) がされるため、**栽培工程までのトレーサビリティ確保が困難**である。
- 以上を踏まえると、主産物と副産物の持続可能性の確認について、燃料調達のサプライチェーンの確認においては、一定の差異を設けることが認められる。具体的には、
  - 主産物は、パーム油と同様、**燃料を生産している農園から発電所に至るまでの全てのサプライチェーン上において、非認証燃料と混合することなく分別管理されること (アイデンティティ・プリザーブド又はセグレーション認証) を確認する**。
  - 副産物については、現地サプライヤーにおいては燃料の発生時点から把握が可能であることに鑑み、副産物の**発生地点 (例えば元となる主産物の加工プロセス) 以降から発電所に至るまでのサプライチェーン上において認証燃料が分別管理されることを確認する**。
  - なお、主産物・副産物に関わらず、**当該サプライチェーン上のすべての燃料が第三者認証を得られる状態になれば、燃料ごとの分別管理は不要**と整理される。
- 他方で、持続可能性の確認内容については、**主産物と副産物で同等**とすることとし、**既認定案件 (既稼働案件を含む) にも適用する**。



# 1. 残された論点

(1) 副産物の発生地点の考え方

(2) サプライチェーンにおける確認の考え方

(3) 国内で生産された

「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」の確認方法

# 2. 個別の第三者認証への適用

1) P&C認証

(1) 環境

(2) 社会・労働

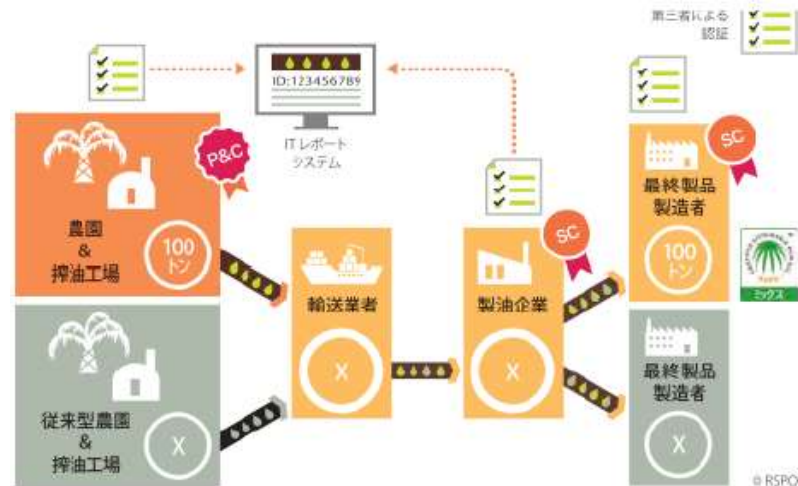
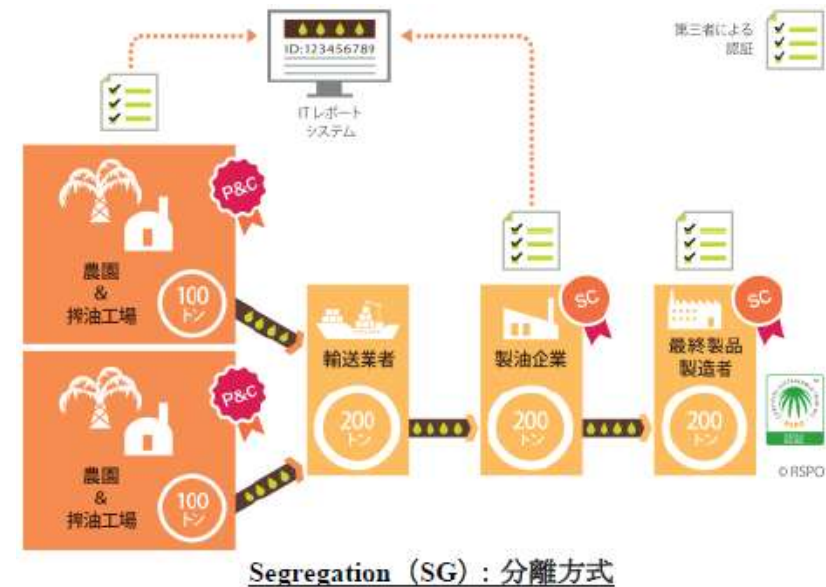
(3) ガバナンス

2) SC認証

# 3. 持続可能性確認の施行時期

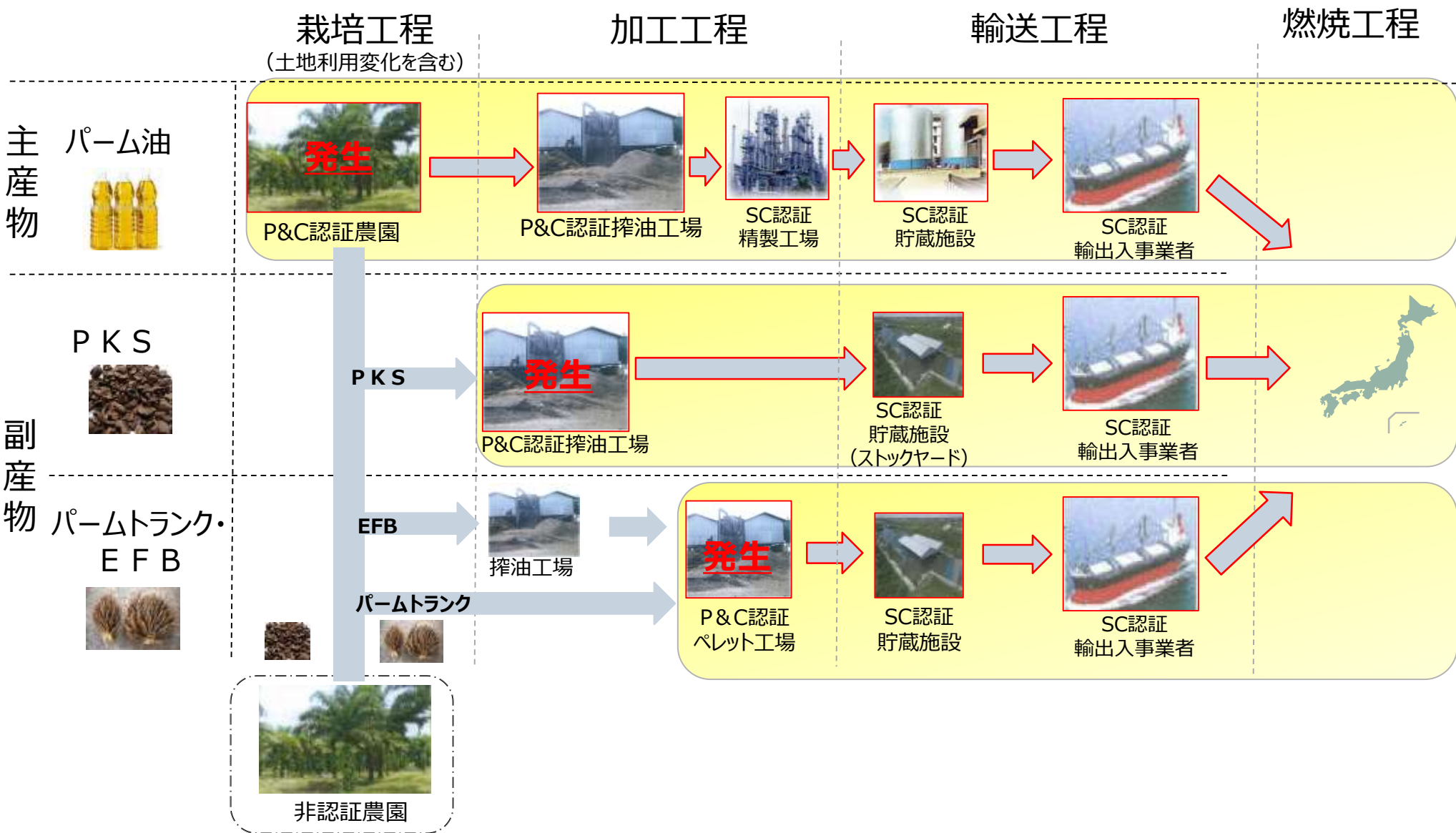
- 現行FIT制度で認められるRSPOのIP/SG認証では、サプライチェーンにおける持続可能性は、
  - 生産段階における各地点が原則・基準（Principle & Criteria）を満たすことにより取得できる「P&C認証」によって、製品（半製品を含む）の生産プロセスの持続可能性を担保し、
  - P&C認証地点で生産された製品をサプライチェーン(Supply Chain)上で適正管理できるものとして確認された事業者が取得できる「SC認証」を組み合わせ、分別管理して流通されていることを燃料ごとに確認することによって、持続可能な製品が適切に流通することを担保。
- 今回の制度では、こうしたRSPOのIP/SG認証をベースに、本WGの検討内容を踏まえ、（それぞれの認証で確認する内容）
  - P&C認証の取得に当たっては、まさに本WGで検討してきた環境、社会・労働、ガバナンスについての内容全てを求めてはどうか。（ただし、原料栽培地と加工工場が必要とされる内容に違いがあり、例えば土地利用変化等は栽培地のみで求められ、加工工場での確認は不要）
  - SC認証の取得に当たっては、製品の適正な流通管理ができる能力を確認することが主であることを踏まえて、RSPOと同様に、事業者が適正に認証製品を管理できること（自社の管理・取引システムを説明する文書や認証製品の取引記録等）の確認を求めてはどうか。（サプライチェーン上の各地点に求める認証）
  - P&C認証は、主産物では原料栽培地（農園等）及び最初の加工工場（例えばパーム油の場合は搾油工場）、副産物では発生地点にその取得を求めることとしてはどうか。
  - SC認証は、P&C認証を取得した最初の事業者から先、発電事業者の手前までのサプライチェーン上の全ての地点に取得を求めてはどうか。（ただし調達燃料が全てP&C認証地点から生産されたものである場合は、分別管理をする必要がないため、SC認証の取得は不要）

- IP: Identity Preserved(アイデンティティ・プリザーブド) とは、原料に単一の農園で生産された認証パーム油のみを使用し、搾油から最終製品まで非認証パーム油と完全に分ける方法。
- SG : Segregation(セグリゲーション) とは、原料に複数の農園で生産された認証パーム油を使用し、搾油から最終製品まで非認証パーム油を完全に分ける方法。
- MB : Mass Balance(マスバランス)とは、製品の生産途中で認証パーム油と非認証パーム油を混合させ、両者の比率を最終製品の段階まで厳密に記録し、管理する方法。



# 主産物・副産物に対するP&C認証の適用について

担保すべき事項		主産物		副産物
		原料栽培地	加工工場	発生地点(加工工場など)
環境	土地利用変化への配慮	○		
	生物多様性の保全	○		
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限:事業者による土地使用権の確保	○	○	○
	児童労働・強制労働の排除	○	○	○
	業務上の健康安全の確保	○	○	○
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	○	○	○
ガバナンス	法令の遵守	○	○	○
	情報公開	○	○	○



※ インドネシア・マレーシア等原産地において、全てのパーム農園が認証を取得した場合は、PKS、パームトランク、EFBについても、実質的にSG認証となる。

# 1. 残された論点

(1) 副産物の発生地点の考え方

(2) サプライチェーンにおける確認の考え方

(3) 国内で生産された

「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」の確認方法

# 2. 個別の第三者認証への適用

1) P&C認証

(1) 環境

(2) 社会・労働

(3) ガバナンス

2) SC認証

# 3. 持続可能性確認の施行時期

- 主産物・副産物のいずれについても、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの場合には、現行の事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）においては、「国内で生産された農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを使用する場合は、あらかじめ農林水産省に個別に相談すること」としている。
- 引き続き、このガイドラインの趣旨に基づいて、国内で生産される農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性については、農林水産省において確認を行うこととしてはどうか。

【参考】

- ・現行の事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）において、木質バイオマスを使用する場合は、林野庁が策定している「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を参照することとしており、具体的には以下のとおり。
  - －海外で生産された木質バイオマスについては森林認証制度やCoC認証制度等における認証を必要としている。
  - －国内で生産された木質バイオマスについては、FIT認定審査の中で、発電事業者が事前相談する都道府県林政部局に対するヒアリングを行う等、林野庁によってその燃料が持続可能で安定的な燃料調達ができるものとなっているか確認を行っている。

＜参考＞ バイオマスの産地ごとの確認主体について

産地	日本国内	海外
バイオマスの種類		
木質バイオマス	林野庁による確認	第三者認証（FSC等）による確認
農産物の収穫に伴って生じるバイオマス	農林水産省による確認（案）	第三者認証（RSPO等）による確認

# 1. 残された論点

(1) 副産物の発生地点の考え方

(2) サプライチェーンにおける確認の考え方

(3) 国内で生産された

「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」の確認方法

# 2. 個別の第三者認証への適用

## 1) P&C認証

(1) 環境

(2) 社会・労働

(3) ガバナンス

## 2) SC認証

# 3. 持続可能性確認の施行時期



# 環境への影響についての考え方（案）

- これまでのWGにおける検討において、地球環境及び地域環境の観点から、土地利用変化への配慮の観点を求めることと整理している。
- 加工プロセスにおける環境影響については、第3回WGにおいても確認されたとおり、
  - メタンガスの排出量については、置かれた状況によって特に分散が大きいものとEU-RED IIでは評価されている一方で、メタンガスの回収方法については、建屋外にGHGが放散しないよう処理設備を設置しているかどうかという観点から、外形的に確認可能である可能性があること、
  - 水質管理についても、排水処理設備を設置しているかどうかという観点から、外形的に確認可能である可能性があること、
  - 他方、FIT制度の連続性の観点から本ワーキングにおける検討水準のベースとすることとしたRSPOでは、加工プロセスにおけるメタンガス回収及び水質管理について、定量的評価も外形的確認も行っていない。

この状況に鑑み、本WGとしては、現時点では第三者認証に対して加工プロセスのメタンガス回収及び水質管理の確認を期待することとした上で、今後第三者認証で確認することが可能となった場合に、確認項目として追加することとしてはどうか。

# 環境への影響についての考え方（案）

- また、第三回WGにおいて委員よりご指摘いただいた生物多様性に係る確認内容については、
  - FIT制度の継続性の観点から、既に持続可能性の確認に足るものとして認められているRSPO認証を必要な水準のベースとすること、
  - RSPO認証では、「希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する」ことを確認していることから、

RSPOとの同等の内容を確認することとしてはどうか。

# 環境の観点に関する持続可能性基準について（案）

- 環境への影響に関しては、「土地利用変化への配慮」、「生物多様性の保全」の観点について確認が必要である。
- 土地利用変化への配慮について、本ワーキングにおける検討水準のベースとすることとしたRSPO認証（※）では、  
(※) 2018年4月1日付けで有効だった2013年版のRSPO認証を指す。
  - 天然林の保全に関しては、「2005年11月以降、天然林、又は維持もしくは拡大が要求されている HCV地域（High Conservation Value地域：高い保護価値を有する地域）で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること」
  - 泥炭地の保全に関しては、「泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする」  
としているところ、第三者認証の要件として、どのように取り扱うか。
- 生物多様性の保全に関しては、RSPO認証の基準を踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。
  - 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。

# 第三者認証における規定（環境①）

## 【天然林の保全】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL	SBP
天然林の保全	<p>■ 2005年11月以降、天然林、又は、維持もしくは拡大が要求されているHCV地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること新規作付けの計画及び管理に際しては、特定されたHCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。(指標7.3.1)</p>	<p>■ 2005年11月以降の土地転換は天然林や保護が求められている土地、HCV地域を害してはならない。 2018年11月15日以降の土地転換はHCV地域及びHCS森林を害してはならない。(指標7.12.1)</p>	<p>■ 2008年1月1日以降は、対象地において保全管理の一環として原料生産や加工が合法的に認められている場合を除き、侵入が許可されていない地域で事業を行ってはならない当該エリアは国際・国・地域で法的に保護されている地域をはじめ以下のような土地を含む： 【中略】 天然林(天然再生林を含む)、天然もしくは人工の生物多様性の高い草地。(指標7.a.5)</p>	<p>■ <b>生物多様性価値の高い土地(森林、法律や関連当局の決定により天然資源の保護が規定されている土地、希少種や絶滅危惧種及びそれらの生態系の保護区域、生物多様性の高い草地)でバイオマスを生産しない</b>(基準1.1) ■ 2008年1月以降に土地利用転換された土地については、生物多様性価値の高い土地を保全するという目的を妨げない土地利用転換・使用のみが許される。(基準1.5)</p>	<p>■ 天然林及び泥炭地の利用に対する保護 1. 対象地が森林に該当する場合は、土地利用に係る文書が備えられている。 2. 県知事／市長からの立地許可文書が備えられている。(原則3)における指標)</p>	<p>■ <b>パームは、天然林や、天然資源・生態系サービス・社会もしくは文化的な価値の保護が指定された区域に植林してはならない。</b>パームは、国家生物多様性政策及び/もしくは地域の生物多様性法を遵守して実施される場合を除き、生物多様性価値の高い土地に植林してはならない。(指標7.1)</p>	<p>■ 2008年1月以降に以下に示す状態であった土地からは、現在その土地が同じ状況であるか否かに関わらず、<b>原料を生産してはならない</b>：①天然林及びその他の森林、すなわち明らかな人為活動や重大な生物学的かく乱が生じておらず原生樹種が生息している森林【以下略】(農業用、基準7.1)</p>	<p>■ バイオマス生産者は、原料が2008年1月以降に人工林や非森林に転換された森林から供給されていないことを検証する適切な管理システムを実施する。(指標2.1.3)</p>

注)HCV(High Conservation Value)地域：高い保護価値を有する地域、HCS(High Carbon Stock)森林：高い炭素ストック量を有する森林

※ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング仮訳作成

### <各認証制度文書の出所>

RSPO2013：「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」（日本語版）（2013年）

RSPO2018：「Principles and Criteria For the Production of Sustainable Palm Oil 2018」（2018年）

RSB：「RSB Principles & Criteria」（2016年）

ISCC：「Sustainability Requirement for the Production of Biomass」（2016年）

ISPO：「Principles and Criteria of Indonesian Sustainable Palm Oil (ISPO) Applicable to Plantation Company in Performing Integrated, Renewable Energy Palm Culture」（2015年）

MSPO：「Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) Part 1: General principles」（2013年）

GGL：「GGLS2 - Agricultural Source Criteria」（2017年）、「GGLS5 - Forest Management Criteria」（2017年）

SBP：「SBP Framework Standard 1: Feedstock Compliance Standard」（2015年）

# 第三者認証における規定（環境②）

## 【泥炭地の保全】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL	SBP
泥炭地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標7.4.1)</li> <li>■ <u>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。</u>(指標7.4.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>2018年11月15日以降は、泥炭の深さに関わらず、泥炭地に新規植栽してはならない。</u>(指標7.7.1)</li> <li>■ 管理地内の泥炭土壌の区域は明示され文書化されてRSPO事務局に報告されなければならない(2018年11月15日以降)。(指標7.7.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2008年1月以降は、<u>国際的または地域として保全価値が高いと特定された土地を転換してはならない。</u>当該エリアは以下を含む: 【中略】 c) <u>炭素ストック量の高い土地(湿地泥炭地)</u> 【以下略】(7.a.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>炭素ストック量の大きい土地(湿地、森林)でバイオマスを生産しない。</u>(基準1.3)</li> <li>■ <u>2008年1月以降に泥炭地であった場所でバイオマスを生産しない。</u>(基準1.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ プランテーション会社が泥炭地で栽培を行う場合は、環境機能の破壊を生じることのないよう、泥炭地の性状に留意して行わなければならない。</li> <li>1. 泥炭地での栽培のための標準業務手順又は作業指示が備えられており、かつ法令を参照する。</li> <li>2. 栽培は、<u>深さ3m未満の泥炭地</u>で行わなければならない。また、泥炭層の下の鉱物層が珪砂や酸性硫酸塩土壌であってはならず、腐敗泥炭地において栽培が認められる。</li> <li>3. 泥炭地からの炭素排出防止のため、地下水位を60-80cmの間に調整する。</li> <li>4. 作物栽培の実行について文書化される。(指標2.2.1.4及びそのガイダンス)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>泥炭地への植林が提案される場合、泥炭地が悪影響を受けることなく保護されるための緩和計画が策定・実施されなければならない。</u>(指標7.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原料の生産・収集が、それ以前に湛水状態であった土壌における水の枯渇を引き起こさないことが証明されない限り、<u>2008年1月1日以降に泥炭地であった土地から原料を生産してはならない。</u>(農業用、基準9.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原料は、2008年1月時点で炭素ストック量が大きくその後炭素ストック量が減少した土地から調達されない。(指標2.9.1)</li> </ul>

# 第三者認証における規定（環境③）

## 【生物多様性】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL	SBP
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地</b>があれば、その<b>状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。</b> (5.2)</li> <li>■ 2005年11月以降、天然林、又は、維持もしくは拡大が要求されている<b>HCV地域で、新たな作付けをしていない。</b> (7.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理区域内の<b>HCV地域やHCS森林は特定、保護、強化される。</b> (7.12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業対象地内で、<b>地域もしくは国際的に重要とされる保全価値は維持または強化されなければならない。</b> (7a)</li> <li>■ 生息地の分断を最小限にとどめるため<b>生態学的コリドーを保護、回復もしくは造成しなければならない。</b> (7d)</li> <li>■ 事業により直接的な影響を受ける<b>生態系機能及び生態系サービスは維持または強化されなければならない。</b> (7b)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生物多様性価値の高い土地(森林、天然資源の保護が規定されている土地、<b>希少種・絶滅危機種及びそれらの生態系の保護区域、生物多様性の高い草地)でバイオマスを生産しない。</b> (1.1) (再)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護地域:植林会社は、関連法に従い<b>保護地域の特定及び保全を行わなければならない。</b> (4.8)</li> <li>■ 生物多様性の保全:植林会社は事業地内の<b>生物多様性を維持・保全しなければならない。</b> (4.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 植林地域に関する情報が収集され、生物種や生息地の保護手段が講じられるべきである。 (5.6)</li> <li>■ <b>生態系サービス等の保護が指定された区域に植林してはならない。</b> 特定の場合を除き、<b>生物多様性価値の高い土地に植林してはならない。</b> (7.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2008年1月以降に以下に示す状態であった土地からは、<b>原料を生産してはならない。</b>【中略】</li> <li>■ ②<b>希少・絶滅危機である種及び生態系と認識されている土地</b>(農業用、7.1)</li> <li>■ <b>絶滅危機の植物や動物の種を保護し、可能であればこれらの個体数を増やし生息地を強化するための対策が講じられる。</b>(森林用、2.2)</li> <li>■ <b>HCV地域または同等の区域が特定され、保護され、可能な場合は強化される。</b>(森林用、2.1)</li> <li>■ 非木材林産物の開発は、森林の<b>生物多様性の維持・保全のために、規制・監視・管理される。</b>(森林用、2.5)</li> <li>■ <b>生態系への不要な悪影響を防ぐ。</b>(森林用、3.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林管理において、<b>顕著な価値を持つ種が特定・保護されることを担保する。</b> (2.1)</li> <li>■ ワシントン条約(<b>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約</b>)の要件を遵守する。(1.5)</li> <li>■ 森林管理において、<b>生態系の機能が評価・維持されることを担保する。</b> (2.2)</li> </ul>

注) HCV(High Conservation Value) 地域: 高い保護価値を有する地域、HCS(High Carbon Stock) 森林: 高い炭素ストック量を有する森林

# 1. 残された論点

(1) 副産物の発生地点の考え方

(2) サプライチェーンにおける確認の考え方

(3) 国内で生産された

「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」の確認方法

# 2. 個別の第三者認証への適用

## 1) P&C認証

(1) 環境

(2) 社会・労働

(3) ガバナンス

## 2) SC認証

# 3. 持続可能性確認の施行時期

# 社会・労働の評価について

第3回WG（2019年7月18日）資料3より一部修正

- 社会への影響・労働の評価については、調達価格等算定委員会の意見でも示されているとおり、**農園等の土地に関する適切な権原や労働環境の確保等**を確認することが重要である。
- RSPO認証では、土地の利用に関して適切な権原を有しているか、児童労働や強制労働の排除が規定されているか、などを確認していることも参考としつつ、**第三者認証の要件として、次の観点を求める。**

## <社会>

- 農園等の土地に関する適切な権原の確認として、以下を確認する。
  - **土地の利用に関する権利などの確保・保護**

## <労働>

- 適切な労働環境の確保等の確認として、以下の3点を確認する。
  - ① **児童労働・強制労働の排除**
  - ② **業務上の健康安全確保の実施の担保**
  - ③ **労働者の団結権及び団体交渉権の確保**



# 社会・労働の観点に関する持続可能性基準について（案）

- 社会への影響に関する持続可能性基準は、以下のとおりとしてはどうか。
  - 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明する。
- 労働の評価に関する持続可能性基準は、以下のとおりとしてはどうか。
  - 児童労働及び強制労働がないことを証明する。
  - 労働者の健康と安全を確保する。
  - 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される。

# 第三者認証における規定（社会）

## 【社会への影響（事業者による土地権利の確保）】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL	SBP
事業者による 土地権利の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>土地権利は明示され、法的又は慣習的な使用権利を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。</b> (2.2)</li> <li>■ 地域住民が法的又は慣習的な使用権利を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。 (7.6)</li> <li>■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地権利によって、<b>他の土地使用者の法的又は慣習的な使用権利を損ねてはならない。</b> (2.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>土地権利は明示され、法的又は慣習的な使用権利を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられない。</b> (4.8)</li> <li>■ 地域住民が法的又は慣習的な使用権利を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。 (4.7)</li> <li>■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地権利によって、<b>他の土地使用者の法的又は慣習的な使用権利を損ねてはならない。</b> (4.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公式・非公式を含め、<b>既存の土地所有権利や土地権利は評価・文書化・確立されなければならない。</b> 事業のための土地権利はこれらが決定した場合にのみ認められる。 (12a)</li> <li>■ 事業のための土地所有者による権利の保障・獲得、自主的な放棄等に関する全ての交渉や合意においてFPICが実施されなければならない。 (12b)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生産者は、<b>土地が正当に使用され、伝統的な土地の権利が確保されていることを証明することができる。</b> (5.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象地の許可：植林会社は所管官庁から対象地の許可証を取得しなければならない。 (1.1)</li> <li>■ <b>土地の権利：植林会社は土地の権利を「開発権」の形で保有しなければならない。</b> (1.4)</li> <li>■ 植林会社は意図した目的に従って土地の権利を行使しなければならない。 (1.7)</li> <li>■ 採掘許可地との重複：植林会社は関連法に基づき<b>採掘許可地との重複を解決する合意を確立しなければならない。</b> (2.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ オイルパームの栽培においては、<b>他の使用者の法的土地権利を損ねてはならない。</b> (3.2)</li> <li>■ <b>土地の慣習的権利は脅かされたり損なわれてはならない。</b> (3.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>森林管理者は森林使用の法的権利を有する。</b> (森林用、1.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>森林所有者及び管理者が森林の法的権利を有する。</b> (1.2)</li> <li>■ 森林管理に際しては、<b>先住民や地域住民が持つ森林に関する慣習的・伝統的な利用権利が特定・文書化され尊重される</b>ことを担保する。 (2.5)</li> </ul>

注) FPIC (Free, Prior, Informed Consent : 事前の十分な説明に基づき関係者の同意を得ること

# 第三者認証における規定（労働①）

## 【労働の評価（児童労働、強制労働の排除）】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL	SBP
児童労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>児童の雇用又は搾取を行わない。</b> (6.7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>児童の雇用又は搾取を行わない。</b> (6.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家庭農園で子供の通学に影響せず、子供の健康を害する恐れのない場合を除いて、<b>児童労働はあってはならない。</b> (4c)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険な活動に関する制限：<b>最低年齢は、国や地域の全ての規則、ILO条約第138号（最低年齢条約）及び第182号（最悪の形態の児童労働の禁止）に準拠する。農家又は植林地では、未成年者は雇ってはならない。</b> (4.15)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>児童労働者の活用</b>と労働者に対する差別（民族、人種、性別、宗教）の<b>禁止</b>：植林会社は関連法に基づき、<b>未成年者を使用してはならず</b>、また労働者を差別してはならない。(5.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 雇用条件が平等原則を遵守し、労働者の賃金や条件が法律や産業の最低基準を満たしていることを担保するための人権に関する方策が実施されており、法定契約において下請契約、平等な労働時間及び残業手当、文書化された賃金規定が示され、さらに、住宅及び設備に関する労働者の最低基準に関する法律(Act 446、1990年)もしくは他の該当する関連規則が適用される。社会的便益が被雇用者、その家族及び現地住民にもたらされなければならない。組合への加盟及び自らの代表を選ぶ権利は否定されず、労働に際してのセクハラや暴力、<b>未成年者の雇用がないことが担保される。</b>(4.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ バイオマスは、<b>いかなる児童労働によっても生産されない。</b>(森林用、11.3)</li> </ul>	—
強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。</b> (6.12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。</b> (6.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>奴隷労働や懲役、強制労働はあってはならない。</b> 事業者は、ILO条約第29号（強制労働）に定義される強制労働、密売、人身売買その他の自主的でない労働に関わってはならない。(4b)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農家や植林地において<b>強制労働があってはならない。</b> (4.4)</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ バイオマスは、<b>いかなる強制労働によっても生産されない。</b>(森林用、11.2)</li> </ul>	—

# 第三者認証における規定（労働②）

## 【労働の評価（業務上の健康安全確保の実施の担保）】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL	SBP
健康・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務上の<b>健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。</b>(4.7)</li> <li>■ 農業は、<b>健康又は環境を危険にさらさない方法</b>で使用される。(4.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 雇用主は労働条件が管理され<b>安全で健康を害するリスクがないこと</b>を担保する。(6.7)</li> <li>■ 農業は、<b>健康又は環境を危険にさらさない方法</b>で使用される。(7.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働者の<b>労働安全衛生条件は、国際的に認められた基準に従わなければならない。</b>(4f)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農家は、<b>健康・安全・衛生に関する方針や手続きやリスク管理を示した文書を有する。</b>(3.1.1)</li> <li>■ 潜在的な危険は、安全な労働条件の規定等によって明確に特定される。(3.1.3)</li> <li>■ 全ての労働者は、<b>健康と安全に関する十分なトレーニングを受け、リスク評価に従って指示を受ける。</b>(3.1.6)</li> <li>■ <b>労働者の健康・安全及び良好な社会生活のための責任者を設ける。</b>(4.8)</li> <li>■ 危険または複雑な作業は、十分な能力を有することが示された証明書を有する者がこれを行う。(3.1.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職業的な健康と安全：植林会社は<b>職業的な健康と安全の基準を適用しなければならない。</b>(5.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>職業安全衛生法(1994年)</b>及び工場・機械法(1967年)を遵守しなければならない。(4.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リスクの特定、リスクを低減させる安全プログラム、研修及び各個人が用いる防護服により、森林労働者の<b>健康と安全が保護されなければならない。</b>(森林用、12.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>森林作業者の健康や安全を保護する適切な保護措置が存在する。</b>(2.8)</li> </ul>

# 第三者認証における規定（労働③）

## 【労働の評価（労働者の団結権・団体交渉権）】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL	SBP
労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって<b>労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する</b>。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は<b>全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する</b>。(6.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって<b>労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する</b>。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は<b>全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する</b>。(6.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者は、<b>団結の自由、組織する権利、団体交渉権を享受する</b>。(4a)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者は、労働条件の交渉のために<b>労働組織をつくる権利と団体交渉権を有する</b>。(4.6)</li> <li>事業者と労働者のオープンなコミュニケーション：事業者は、事業に影響する課題や労働者の健康・安全・幸福に関する事項をオープンに議論できる事業者と労働者の双方向のコミュニケーション会議を定期的開催する。(4.10)</li> <li>労働者の利益を代表する、自由かつ民主的に選出された少なくとも1人の労働者もしくは労働者委員会が、経営陣に存在する。(4.11)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者団体の設置：植林会社は労働者の権利と要望を受け入れる窓口としての<b>労働者団体の設置を認めなければならない</b>。(5.4)</li> <li>植林会社は<b>被雇用者組合の設置を奨励、支援しなければならない</b>。(5.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用条件が平等原則を遵守し、労働者の賃金や条件が法律や産業の最低基準を満たしていることを担保するための人権に関する方策が実施されており、法定契約において下請契約、平等な労働時間及び残業手当、文書化された賃金規定が示され、さらに、住宅及び設備に関する労働者の最低基準に関する法律(Act 446、1990年)もしくは他の該当する関連規則が適用される。社会的便益が被雇用者、その家族及び現地住民にもたらされなければならない。<b>組合への加盟及び自らの代表を選ぶ権利は否定されず</b>、労働に際してのセクハラや暴力、未成年者の雇用がないことが担保される。(4.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林労働者にとって、<b>団結の自由と団体交渉権が尊重される</b>。(森林用、11.1)</li> </ul>	

# 1. 残された論点

(1) 副産物の発生地点の考え方

(2) サプライチェーンにおける確認の考え方

(3) 国内で生産された

「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」の確認方法

# 2. 個別の第三者認証への適用

## 1) P&C認証

(1) 環境

(2) 社会・労働

(3) ガバナンス

## 2) SC認証

# 3. 持続可能性確認の施行時期

# ガバナンス（法令の遵守・情報公開）について

第3回WG（2019年7月18日）資料3より一部修正

- FIT制度では、発電事業者の責任の下、持続可能性が確認された燃料のみを使用することが求められているところ、ガバナンスの観点から、次の項目を求める。

## <法令の遵守>

- FIT制度では、**再エネ発電事業の実施に当たって関係法令を遵守することが認定基準**として求められている。引き続き、**発電事業者に対して法令遵守**を求めるだけでなく、**バイオマス発電については、その調達燃料に関わる全ての事業者の法令遵守**を求める。
- 調達価格等算定委員会で委員から指摘のあった遺伝子組換えや輸入植物検疫に関して、国内法令等により適切に担保されていることを第1回WGにおいて確認した。
- 国内法の適用が及ばない国外についても、燃料調達に関係する現地事業者が現地国の関連法令の遵守をしていることを求める。

## <情報公開>

- 発電事業者が持続可能性を確保していることの**透明性の担保・確認の効率性**の観点から、法令遵守に加えて、**持続可能性を担保していることを第三者が確認できるという視点が重要**である。このため、発電事業者には、**責任ある燃料使用者**として、事業者間の競争環境への影響に留意しつつ、**適切な情報公開**を求める。
- また、適切な情報公開を実施するためには、**認証の更新・取消に関する規定を整備し、基準の適切な運用の担保**が必要となる。RSPO認証では、燃料を生産する農園に対し、現地法の遵守に加え、一定の範囲の情報公開を求めていることを踏まえ、**第三者認証において、適切な情報公開の実施**を求める。

- ガバナンスに関しては、「法令の遵守」、「情報公開」の観点について確認が必要。
- 法令の遵守に関する持続可能性基準は、以下のとおりとしてはどうか。
  - 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守される。
- 情報公開に関する持続可能性基準は、以下のとおりとしてはどうか。
  - 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保される。



# 第三者認証における規定（ガバナンス①）

## 【法の遵守】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL	SBP
法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。(2.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。(2.1)</li> <li>事業サービスと労働を提供する全ての契約者、FFB供給事業者は法的要件を遵守する。(2.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、事業に関わる全ての国の関連法・規制及び国際法・国際協定を遵守しなければならない。(1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の雇用条件は法規制及び/もしくは個別に交渉する協定に従わなければならない。(4.18)</li> <li>全ての適用可能な地域・国の法律及び批准している国際条約を認識し、遵守する。(5.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植林対象地：植林事業者は植林地を州や県・市の地域空間計画に従って使用することを担保しなければならない。(1.6)</li> <li>環境許諾に対する義務：植林会社は環境許諾に従って義務を履行しなければならない。(4.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域、国、及び批准された国際法及び規則を遵守しなければならない。(3.1)</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>求められる地域・国の法律、適用可能な国際法、及び森林管理に適用可能な法律を遵守する。(1.3)</li> </ul>

## 【情報公開】

	RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL	SBP
情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>オイルパーム生産者と搾油工場は、RSPO基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証取得事業者は、RSPO基準に関連する環境的、社会的及び法定期争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産に関する国内法や国際協定によって制限されない限り、事業における技術の使用に関する情報は完全に利用可能でなければならない。(11a)</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連法に基づく除外対象者以外の関係当局及び全ての関係者に対し、データ及び情報を提供する。(2.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者の要請に応じた十分な情報が提供されなければならない。また、管理文書は商業的な機密性があるものや公開することで環境・社会面で負の結果を生じうるものを除き公開されなければならない。(2.1)</li> </ul>	—	—

# 第三者認証における規定（ガバナンス②）

【認証の更新、取消】

	RSPO	RSB	ISCC	ISPO	MSPO	GGL	SBP
認証の更新に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証は5年間有効、期限前に再評価を受ける必要がある。</li> <li>■ 毎年の年次監査を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 更新頻度は、初回監査の際に実施するリスク評価結果に応じて決定。</li> <li>■ 上記の頻度で定期監査を受け、合格すれば認証は継続。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証は1年間有効、毎年監査を受けて更新が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証は5年間有効、期限前1年以内に延長申請が必要。</li> <li>■ 毎年の年次監査を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証は5年間有効、期限前6カ月以内に更新審査を受け合格すれば継続。</li> <li>■ 初回審査もしくは前回監査から9カ月後以降12カ月以内に年次監査を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証は5年間有効、毎年の年次監査を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証は5年間有効、毎年の年次監査を受ける必要がある。</li> </ul>
認証取消等に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major（重大）」と「Minor（軽微）」に分けて評価される。</li> <li>■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。</li> <li>■ 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内（最大6カ月）に解決しない場合は認証取消となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監査において、原則・基準との不適合は「Major」と「Minor」に分けて評価される。</li> <li>■ 「Minor」な不適合は12カ月以内に解決が必要。</li> <li>■ 「Major」な不適合は90日以内に解決しないと認証が付与されない、もしくは認証取消となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監査において、原則・基準との不適合は「Critical」「Major」と「Minor」に分けて評価される。</li> <li>■ 「Critical」な不適合は直ちに認証取消、意図的など悪質な場合は最大60カ月間再審査を受けられなくなる。「Major」な不適合はその内容に応じて6カ月～12カ月の認証一時停止となり、その間に解決が求められる。「Minor」な不適合は警告を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 審査において、原則・基準との不適合がある場合には6カ月以内に解決されないと認証が付与されない。</li> <li>■ 年次監査で原則・基準との不適合が明らかになった場合、3カ月間の認証停止となる。3カ月以内に不適合が解決しない場合は認証取消となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 初回審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major」と「Minor」に分けて評価される。</li> <li>■ 「Major」な不適合は初回審査/年次監査から60日以内に解決しないと認証が付与されない、もしくは一時停止。5つ以上の「Major」な不適合がある場合は即座に認証停止。「Minor」な不適合は9カ月以内に解決しないと「Major」に位置づけが変更される。</li> <li>■ 認証停止になった事業者は再申請が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監査において、原則・基準との不適合は「Major」と「Minor」に分けて評価される。</li> <li>■ 「Major」な不適合は監査から3カ月以内に解決しないと認証一時停止。4つ以上の「Major」な不適合がある場合は即座に認証停止。「Minor」な不適合は1年以内に解決しないと「Major」に位置づけが変更される。一時停止から半年以内に不適合が解決しない場合は認証取消となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監査において、原則・基準との不適合は「Major」と「Minor」に分けて評価される。</li> <li>■ 「Major」な不適合は監査から3カ月以内に解決しないと認証一時停止。5つ以上の「Major」な不適合がある場合は即座に認証停止。「Minor」な不適合は1年以内に解決しないと「Major」に位置づけが変更される。一時停止から半年以内に不適合が解決しない場合は認証取消となる。</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO：「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」（2017年）

RSB：「RSB Procedure for Certification Bodies and Auditors Version 3.5」（2018年），

「RSB Standard for Operators Taking Part in RSB Certification Systems (Participating Operators) Version 3.1」（2016年）

「RSB Standard for Risk Management Version 3.1」（2016年）

ISCC：「ISCC 102 GOVERNANCE Version 3.0」（2016年），「ISCC 201 SYSTEM BASICS Version 3.0」（2016年）

ISPO：「Regulation of the minister of agriculture of the republic of Indonesia」（2015年）

MSPO：「Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) certification scheme」（2013年）

GGL：「Green Gold Label Certification Regulation」（2019年），GGLウェブサイト (<http://www.greengoldcertified.org/>)

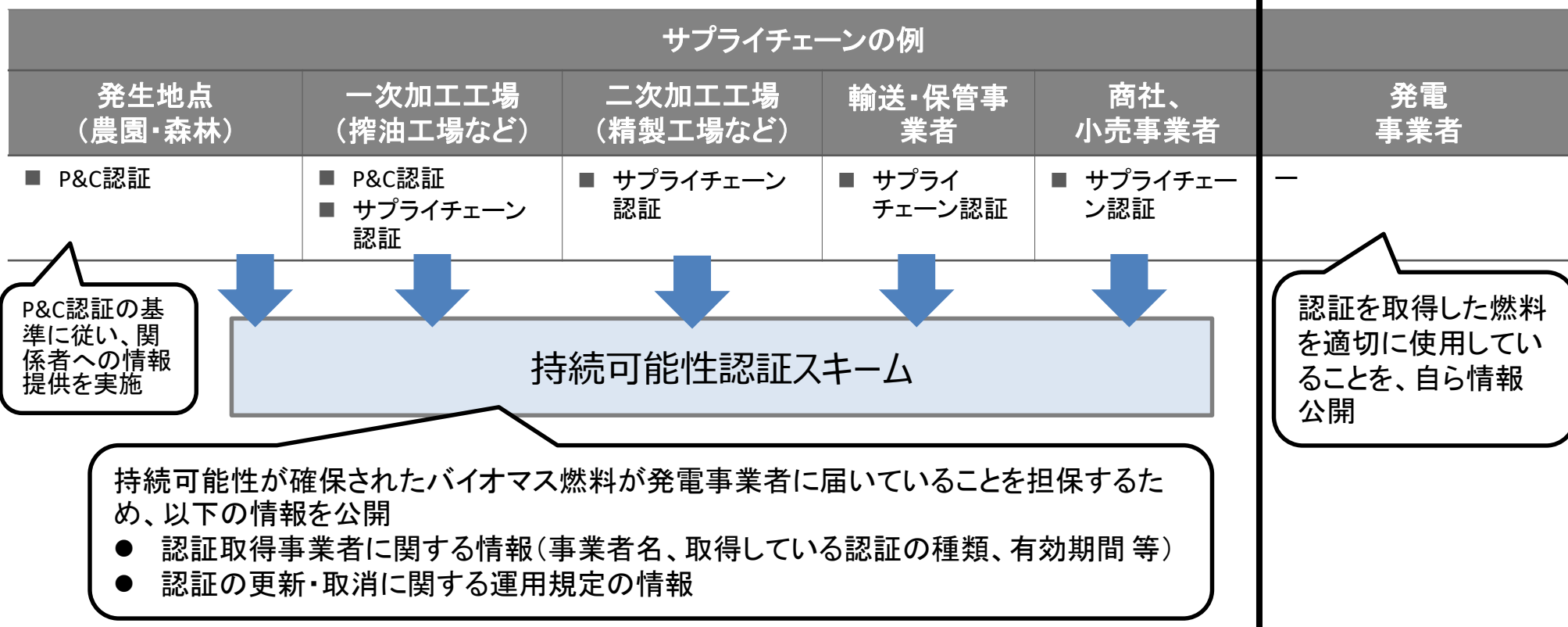
SBP：「SBP Framework Standard 3: Certification Systems. Requirements for Certification Bodies」（2015年），SBPウェブサイト (<https://sbp-cert.org/>)

※ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング仮訳作成

# 情報公開に関する全体像

- RSPOにおけるP&C認証を取得している事業者は、基準に従って関係者に適切な情報提供を実施。
- RSPOという持続可能性認証スキームとしては、認証取得事業者を管理し、当該事業者の情報を公開。加えて、認証の更新や取消等に関する運用規定の情報を公開し、認証が維持されていることを明示。

## 【パーム油のサプライチェーン事例】



# 発電事業者に求める情報公開の内容について（案）

- 発電事業者が持続可能性を確保していることの透明性の担保・確認の効率性の観点から、法令遵守に加えて、持続可能性を担保した燃料を使用していることを第三者が確認できるという視点が重要である。
- 2018年度の調達価格等算定委員会において、パーム油による認定事業者における経過措置の条件として、持続可能性（合法性）の確保に関する事業者の自主的取組を行い、取組の内容及び燃料調達元の農園の情報を自社のホームページ等で公開することを求めている。
- 透明性の担保の観点から、この内容を踏襲し、以下の事項について発電事業者のウェブサイト等で情報公開することを求めている。
  - 使用しているバイオマス燃料の持続可能性を担保している第三者認証スキームの名称
  - 発電所で使用した認証燃料の量
- また、FIT認定基準上は燃料安定調達の観点から持続可能性が確認された燃料を使用することが求められていることに鑑みると、発電事業者に対して、燃料納入時に認証燃料であることを確認すること、その書類を保存すること、及び政府からの要請に応じて提出することを義務づけてはどうか。

# 1. 残された論点

(1) 副産物の発生地点の考え方

(2) サプライチェーンにおける確認の考え方

(3) 国内で生産された

「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」の確認方法

# 2. 個別の第三者認証への適用

1) P&C認証

(1) 環境

(2) 社会・労働

(3) ガバナンス

2) SC認証

# 3. 持続可能性確認の施行時期

# サプライチェーン認証（SC認証）の適用について

- サプライチェーンの分別管理について、それぞれの認証スキームにおいて確認している分別管理は、以下のとおり。

担保すべき事項	要求事項（案）	適用の 必要性	利用可能な分別管理の種類							
			RSPO 2013	RSPO 2018	RSB	ISCC	ISPO	MSP O	GGL	SBP
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する燃料が認証製品であることをサプライチェーンを通じて担保できる	全体	<u>IP</u> <u>SG</u> MB B&C	<u>IP</u> <u>SG</u> MB B&C	<u>IP</u> <u>SG</u> MB	<u>IP</u> <u>SG</u> MB	農園・搾油工場 に対する認証で あり、 <u>搾油工場</u> <u>以降は、認証の</u> <u>対象外。</u>	<u>SG</u> MB	<u>SG</u>  Cont.	<u>SG</u> MB B&C Cont.

（注）サプライチェーン分別管理の種類

IP：アイデンティティ・プリザーブド

SG：セグリゲーション

MB：マスバランス

B&C：ブック&クレーム（認証油のクレジットが生産者と最終製品製造者・販売者との間で取引される。実際に流通する製品は非認証油の可能性があるが、クレジットを購入することで認証製品を扱うとみなす。）

Cont.：管理製品（特定の要件を満たした非認証製品が混合していてもその割合が一定基準以下であれば認証製品に準じるとみなす。）

# 1. 残された論点

(1) 副産物の発生地点の考え方

(2) サプライチェーンにおける確認の考え方

(3) 国内で生産された

「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス」の確認方法

# 2. 個別の第三者認証への適用

1) P&C認証

(1) 環境

(2) 社会・労働

(3) ガバナンス

2) SC認証

# 3. 持続可能性確認の施行時期

# 持続可能性基準の施行時期について（案）

- 発電事業者、商社、燃料生産者及び認証機関による持続可能性の確保や、その確認方法の構築には時間を要することから、一定の猶予措置を設けることが必要。
- 主産物については、猶予措置の期間について、2017年度以降の調達価格等算定委員会で議論がされ、議論開始時点から3年先の年度末（2021年3月末）が猶予期間として設定され、新規認定案件・既認定案件に応じたFIT制度上の取扱いについても既に決定されている。
- 副産物については、主産物における取扱いを参考に、
  - 猶予期間については、2018年度の調達価格等算定委員会において、副産物に対しても持続可能性の確認を行うことが議論されていたことから、主産物と同様に議論開始時点から3年先の年度末まで、すなわち2022年3月末とすることとしてはどうか。

この猶予期間を踏まえたFIT制度上の取扱いとして、

- 新規認定案件については、猶予措置の終了後（2022年4月1日）から、本WGで決定した方法に基づく持続可能性の確認を行ったうえで認定を行うこととし、
- 既認定案件・猶予措置終了（2022年3月末）までの間に新規認定を行う案件については、事業者の自主的取組（農園等の燃料発生地点の情報開示を含む）と2022年4月1日以降は持続可能性を確保することを条件に認定を行い、事後的に確認することとしてはどうか。
- こうした一定の猶予期間を設ける中でも、本WGにおける議論を速やかにFIT制度の運用に反映させ、関係者への周知徹底を図るため、本WGの取りまとめ内容を踏まえ、パブリックコメントを実施した上で、事業計画策定ガイドライン等を改正し、2020年4月に施行することを目指してはどうか。